

電子記録債権法案新旧対照条文 目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第二条関係）	1
二	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第三条関係）	2
三	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第四条関係）	4
四	国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）（附則第五条関係）	5
五	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）（附則第六条関係）	6
六	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（附則第七条関係）	8
七	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第八条関係）	10
八	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第九条関係）	12
九	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）（附則第十条関係）	13
十	金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（附則第十一条関係）	14

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第二条関係）

改正案	現行
<p>(債権) 第二百四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する電子記録債権</p> <p>五〇八 (略)</p>	<p>(債権) 第二百四十条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一〇三 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇七 (同上)</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一〇六 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (同上)</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一〇六 (同上)</p>

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この項において「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項第一号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあっては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項第二号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあっては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三 (略)

4 31 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この項において「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利（次項第一号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあっては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項第二号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあっては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三 (同上)

4 31 (同上)

改正案	現行
<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する電子記録を含む。以下この章において同じ。）をすることができ、質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の規定は、登記（登録を含む。以下この章において同じ。）をすることができ、質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一〜四（同上）</p> <p>4・5（同上）</p>

四 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（附則第五条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（適用除外） 第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。 一〇七 （略） 八 電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する電子記録債権</p>	<p>（適用除外） 第三条 （同上） 一〇七 （同上） （新設）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （同上）</p>

五 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 前項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第十五号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（差押えの手続及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）及び電子記録債権法第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権（以下「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先）</p> <p>第十五条（同上）</p> <p>2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一～四（同上）</p> <p>3・4（同上）</p> <p>（差押えの手続及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。</p> <p>2～4（同上）</p>

(電子記録債権の差押えの手續及び効力発生時期)

第六十二条の三 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子

記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関(電子記録債権法

第二条第二項(定義)に規定する電子債権記録機関をいう。以下こ

の条において同じ。)に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に

対しその履行を、電子債権記録機関に対し電子記録債権に係る電子

記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子

記録の請求を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に

送達された時に生ずる。ただし、第三債務者に対する同項の差押え

の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(新設)

改正案	現行
<p>（権限）</p> <p>第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 第三十三条第一項第三号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（通常業務）</p> <p>第三十三条 日本銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付け</p> <p>三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む）</p>	<p>（権限）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>四 第三十三条第一項第三号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項の決定又は変更</p> <p>五・六 （同上）</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（通常業務）</p> <p>第三十三条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け</p> <p>三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む）</p>

2
(略)

四〇八 (略)

一、国債その他の債券又は電子記録債権の売買

2
(同上)

四〇八 (同上)

一、又は国債その他の債券の売買

七 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第八条関係）

改正後	現行
<p>(業務の委託) 第二百条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第 号） 第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第二百二条において同じ。）</p> <p>四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(債権の取立委託の制限) 第二百二条 特定目的会社は、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権（金銭の支払を目的とするものに限る。）又は電子記録債権（以下この条において「譲受債権」と総称する。）について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取</p>	<p>(業務の委託) 第二百条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>(債権の取立委託の制限) 第二百二条 特定目的会社は、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業法第二</p>

立てに当たり貸金業法第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

八 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第九
条関係）

改正案	現行
<p>附則 （国税徴収法の一部改正） 第八十一条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第六十二条第一項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）及び」を削り、「（以下）」を「（次条において）」に改める。 第六十二条の二を削り、第六十二条の三を第六十二条の二とする。 （後略）</p>	<p>附則 （国税徴収法の一部改正） 第八十一条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第六十二条第一項中「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を削る。 第六十二条の二を削る。 （後略）</p>

九 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）（附則第十条関係）

改正後	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 三十一（略） 三十一の二 電子記録債権法（平成十九年法律第 号）第二条 第二項に規定する電子債権記録機関 三十二 四十三（略） （行政庁等） 第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。 一 八（略） 九 第二条第二項第三十号から第三十一号の二までに掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣 十 十六（略） 二 十（略）</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 2（同上） 一 三十一（同上） （新設） 三十二 四十三（同上） （行政庁等） 第二十条（同上） 一 八（同上） 九 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣 十 十六（同上） 二 十（同上）</p>

十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第十一条関係）

<p>改正案</p>	<p>（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十 （略） 二十の二 電子記録債権の電子記録に関すること。 二十一～二十七 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（所掌事務） 第四条 （同上） 一～二十 （同上） （新設） 二十一～二十七 （同上）</p>